

## 九州大学個人情報開示等取扱規程

平成16年度九大規程第161号

施行：平成17年 4月 1日

最終改正：平成28年 3月31日

(平成27年度九大規程第81号)

(趣旨)

第1条 国立大学法人九州大学（以下「本学」という。）が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止に係る取扱いについては、法令その他別に定めのあるもののほか、この規程の定めるところによる。

(定義)

第2条 この規程における用語の意義は、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号。以下「保護法」という。）第2条及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第2条の定めるところによる。

(開示、訂正及び利用停止の請求)

第3条 本学が保有する個人情報について、保護法第13条第1項に基づき開示請求をする者は、別記様式第1号の1により（特定個人情報に係る開示請求の場合にあっては、別記様式第1号の2により）開示請求書を本学に提出すると共に、第4条に定める手数料を納付しなければならない。

2 本学が保有する個人情報について、保護法第28条第1項に基づき訂正請求をする者は、当該訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日から90日以内に、別紙様式第2号の1により（特定個人情報に係る訂正請求の場合にあっては、別記様式第2号の2により）訂正請求書を本学に提出しなければならない。

3 本学が保有する個人情報について、保護法第37条第1項に基づき利用停止請求をする者は、当該利用停止請求に係る保有個人情報の開示を受けた日から90日以内に、別紙様式第3号の1により（特定個人情報に係る利用停止請求の場合にあっては、別記様式第3号の2により）利用停止請求書を本学に提出しなければならない。

(開示請求における本人確認手続等)

第3条の2 開示請求における本人確認は、次に掲げる書類のいずれかを提示させ、又は提出させて行うものとする。

(1) 開示請求書に記載されている開示請求をする者の氏名及び住所又は居所と同一の氏名及び住所又は居所が記載されている運転免許証、健康保険の被保険者証、番号法第2条第7項に規定する個人番号カード、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の4第1項に規定する住民基本台帳カード、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第19条の3に規定する在留カード、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）第7条第1項に規定する特別永住者証明書その他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類であって、当該開示請求をする者が本人であることを確認するに足りるもの

(2) 前号に掲げる書類をやむを得ない理由により提示し、又は提出することができない場合にあっては、当該開示請求をする者が本人であることを確認するため本学が適当と認める書類

2 開示請求書を郵送により受け付ける場合には、前項の規定にかかわらず、次に掲げる書類を提出させるものとする。

(1) 前項各号に掲げる書類のいずれかを複写機により複写したもの

(2) その者の住民票の写しその他その者が前号に掲げる書類に記載された本人であることを示すものとして本学が適当と認める書類であって、開示請求をする日前30日以内に作成されたもの

3 保護法第12条第2項の規定により法定代理人からの開示請求を受け付ける場合には、戸籍謄本その他その資格を証明する書類（開示請求をする日前30日以内に作成されたもの）に限

る。)を提示させ、又は提出させるものとする。

- 4 番号法第30条第2項により読み替えて適用する保護法第12条第2項の規定に基づき、本人の委任による代理人(以下「任意代理人」という。)からの開示請求を受け付ける場合には、別記様式第4号により、委任状(開示請求をする日前30日以内に作成されたものに限る。)を提出させるものとする。
- 5 開示請求をした法定代理人又は任意代理人から、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律施行令(平成15年政令第549号)第6条第4項の規定により開示を実施する前にその資格を喪失した旨の届出があったときは、当該開示請求は取り下げられたものとみなす。
- 6 前各項の規定は、前条第2項の規定による訂正請求及び第3項による利用停止請求における本人確認手続について準用する。ただし、特定個人情報に係る訂正請求の場合は別記様式第5号により、利用停止請求の場合は別記様式第6号により委任状を提出させるものとする。

(手数料)

第4条 開示請求をする者は、開示請求に係る保有個人情報が記録されている法人文書1件につき、300円の手数料を納めなければならない。

2 開示請求をする者が次の各号のいずれかに該当する複数の法人文書に記録されている保有個人情報の開示請求を一の開示請求書によって行うときは、前項の規定の適用については、当該複数の法人文書を1件の法人文書とみなす。

- (1) 一の法人文書ファイル(九州大学情報公開取扱規程(平成16年度九大規程第29号)第9条第2項第1号に規定する法人文書ファイルをいう。)にまとめられた複数の法人文書
- (2) 前号に掲げるもののほか、相互に密接な関連を有する複数の法人文書

3 手数料は、原則として、本学が指定する金融機関への振込みにより納付しなければならない。この場合において振込みにかかる手数料は、開示請求をする者の負担とする。

(開示決定等の審議)

第5条 本学は、第3条各項の請求についての決定(以下「開示決定等」という。)を行うに当たっては、情報公開・個人情報保護委員会(以下「委員会」という。)にその審議を行わせるものとする。

2 委員会は、開示決定等の審議を行うに当たっては、必要に応じ、当該個人情報を保有する部局等の長に意見を求めるものとする。

3 前項の規定により意見を求められた部局等の長は、必要に応じ、情報公開・個人情報保護委員会規程(平成16年度九大規程第192号)第7条の規定に基づき当該部局等に設置される部局情報公開・個人情報保護委員会にその審議を行わせるものとする。

(開示決定等の通知)

第6条 本学は、委員会の審議結果に基づき、保護法第13条第3項、保護法第28条3項又は保護法第37条3項に規定する補正に要した日数を除き、請求があった日から原則として30日以内に開示決定等を行うものとする。

2 本学は、開示決定等を行ったときは、請求及び決定の別に応じて、別記様式第7号から別記様式第12号までのいずれかにより、請求をした者(以下「請求者」という。)に通知しなければならない。

(開示決定等の期間の延長)

第7条 本学は、保護法第19条第2項、保護法第31条第2項又は保護法第40条第2項の規定に基づき開示決定等を更に30日以内の期間で延長するときは、請求の別に応じて、別記様式第13号から別記様式第15号までのいずれかにより、請求者に通知しなければならない。

2 本学は、保護法第20条、保護法第32条又は保護法第41条の規定に基づき開示決定等の期間を延長するときは、請求の別に応じ、別記様式第16号から別記様式第18号までのいずれかにより請求者に通知しなければならない。

(事案の移送)

第8条 本学は、保護法第21条第1項、保護法第22条第1項、保護法第33条第1項又は法

第34条第1項の規定により事案を他の独立行政法人等又は行政機関の長に移送するときは、別記様式第19号又は別記様式第20号により当該独立行政法人又は行政機関の長に通知し、別記様式第21号又は別記様式第22号によりその旨を請求者に通知しなければならない。

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第9条 本学は、保護法第23条第1項又は2項の規定により第三者から意見書の提出の機会を与えるときは、別記様式第23号又は別記様式第24号により当該第三者に通知し、別記様式第25号により意見を聴取するものとする。

2 本学は、前項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者の意に反して開示するときは、別記様式第26号により当該第三者に通知しなければならない。

(保有個人情報の提供先への通知)

第10条 本学は、第6条の規定による訂正決定に基づく保有個人情報の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、別記様式第27号により当該保有個人情報の提供先に対し、その旨を書面により通知するものとする。

(開示の実施方法)

第11条 次の各号に掲げる文書又は図画の閲覧の方法は、原則として、それぞれ当該各号に定めるものを閲覧することとする。

- (1) 文書又は図画(次号から第4号まで又は第4項に該当するものを除く。) 当該文書又は図画(法第24条第1項ただし書の規定が適用される場合にあっては、次項第1号に定めるもの)
- (2) マイクロフィルム 当該マイクロフィルムを専用機器により映写したもの。ただし、これにより難しい場合にあっては、当該マイクロフィルムを日本工業規格A列3番(以下「A3判」という。)以下の大きさの用紙に印刷(電磁的記録に変換したものを出力したものを含む。以下同じ。)したもの
- (3) 写真フィルム 当該写真フィルムを印画紙(縦89ミリメートル、横127ミリメートルのもの又は縦203ミリメートル、横254ミリメートルのものに限る。以下同じ。)に印画したもの又はA3判以下の用紙に複写若しくは印刷したもの
- (4) スライド(第5項に規定する場合におけるものを除く。次項第4号において同じ。) 当該スライドを専用機器により映写したもの

2 次の各号に掲げる文書又は図画の開示の実施の方法は、原則として、それぞれ当該各号に定める方法とする。

- (1) 文書又は図画(次号から第4号まで又は第4項に該当するものを除く。) 次に掲げる方法(ロの方法にあっては当該文書又は図画の保存に支障を生ずるおそれがなく、かつ、本学が保有する処理装置及びプログラム(電子計算機に対する指令であって、一の結果を得ることができるように組み合わせられたものをいう。以下同じ。)により当該文書又は図画の開示を実施することができる場合に限る。)

イ 当該文書又は図画を複写機によりA3判以下の大きさの用紙に複写したものの交付。ただし、これにより難しい場合にあっては、当該文書若しくは図画を撮影した写真フィルム、電磁的記録を印画紙に印画したものの交付又はA3判以下の用紙に複写若しくは印刷したものの交付

ロ 当該文書又は図画をスキャナにより読み取ってできた電磁的記録をフレキシブルディスクカートリッジ(フロッピーディスクに限る。以下同じ。)又は光ディスク(CD-R又はDVD-Rに限る。以下同じ。)に複写したものの交付

- (2) マイクロフィルム 当該マイクロフィルムをA3判以下の用紙に印刷したものの交付
- (3) 写真フィルム 当該写真フィルムを印画紙に印画したものの交付又はA3判以下の用紙に複写若しくは印刷したものの交付
- (4) スライド 当該スライドを印画紙に印画したもの又はA3判以下の用紙に複写若しくは印刷したもの

3 次の各号に掲げる電磁的記録についての開示の実施方法は、原則として、それぞれ当該各号

に定める方法とする。

- (1) 録音テープ（第5項に規定する場合におけるものを除く。以下この号において同じ。）又は録音ディスク 次に掲げる方法
    - イ 当該録音テープ又は録音ディスクを専用機器により再生したものの聴取
    - ロ 当該録音テープ又は録音ディスクを録音カセットテープに複写したものの交付
  - (2) ビデオテープ又はビデオディスク 次に掲げる方法
    - イ 当該ビデオテープ又はビデオディスクを専用機器により再生したものの視聴
    - ロ 当該ビデオテープ又はビデオディスクをビデオカセットテープに複写したものの交付
  - (3) 電磁的記録（前2号又は次項に該当するものを除く。） 次に掲げる方法であって、本学がその保有するプログラムにより行うことができるもの
    - イ 当該電磁的記録をA3判以下の大きさの用紙に出力したものの閲覧
    - ロ 当該電磁的記録を専用機器（開示を受ける者の閲覧又は視聴の用に供するために備え付けられているものに限り。）により再生したものの閲覧又は視聴
    - ハ 当該電磁的記録をA3判以下の大きさの用紙に出力したものの交付
    - ニ 当該電磁的記録をフレキシブルディスクカートリッジ又は光ディスクに複写したものの交付
- 4 映画フィルムの開示の実施の方法は、原則として、次に掲げる方法とする。
- (1) 当該映画フィルムを専用機器により映写したものの視聴
  - (2) 当該映画フィルムをビデオカセットテープに複写したものの交付
- 5 スライド及び当該スライドの内容に関する音声を記録した録音テープを同時に視聴する場合における開示の実施の方法は、原則として、次に掲げる方法とする。
- (1) 当該スライド及び当該録音テープを専用機器により再生したものの視聴
  - (2) 当該スライド及び当該録音テープをビデオカセットテープに複写したものの交付
- 6 前5項の規定にかかわらず、より合理的かつ安価な開示の実施方法があるときは、当該方法によることができる。

（開示の実施）

第12条 本学は、保護法第24条第3項の規定により個人情報の開示を受ける者から別記様式第28号による開示の実施方法の申出書が提出されたときは、開示を受ける者の便宜を図って開示を実施するものとする。

2 開示を受ける者が写しの送付による開示の実施を希望する場合は、当該送付に要する費用を郵便切手で徴収した上で写しを送付するものとする。

（審査請求）

第13条 本学は、開示決定等について行政不服審査法（平成26年法律第68号）に基づく審査請求があったときは、委員会の意見を求めるものとする。

2 前項の規定による事案の検討については、第5条第2項及び第3項の規定に準じて行うものとする。

3 本学は、保護法第43条第1項の規定により情報公開・個人情報保護審査会に諮問したときは、別記様式第29号により次の各号に掲げる者に通知しなければならない。

- (1) 審査請求人及び参加人
- (2) 請求者（これらの者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）
- (3) 当該審査請求に係る開示決定等について反対意見を提出した第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

（事務）

第14条 この規程に定める個人情報の開示、訂正及び利用停止に係る事務は、関係各部局等及び事務局関係各課等の協力を得て、情報公開事務室において行う。

（雑則）

第15条 この規程に定めるもののほか、個人情報の開示、訂正及び利用停止に係る取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (平成17年度九大規程第74号)

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年度九大規程第36号)

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年度九大規程第3号)

この規程は、平成24年7月9日から施行する。

附 則 (平成26年度九大規程第94号)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年度九大規程第54号)

この規程は、平成28年1月1日から施行する。

附 則 (平成27年度九大規程第81号)

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

## 保有個人情報開示請求書

平成 年 月 日

国立大学法人九州大学 御中

（ふりがな）

氏名 \_\_\_\_\_

住所又は居所 \_\_\_\_\_

〒 \_\_\_\_\_ TEL ( ) \_\_\_\_\_

独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第13条第1項の規定に基づき、下記のとおり保有個人情報の開示を請求します。

### 記

- 1 開示を請求する保有個人情報（具体的に特定してください。）

- 2 求める開示の実施方法等（本項の記載は任意です。）

ア又はイに○印を付してください。アを選択した場合は、実施の方法及び希望日を記載してください。

ア 事務所における開示の実施を希望する。

＜実施の方法＞  閲覧  写しの交付  その他（ ）

＜実施の希望日＞ 平成 年 月 日

イ 写しの送付を希望する。

- 3 手数料（1件300円）

本学が指定する金融機関の口座へ振込みの上、この開示請求書に振込みの証の写しを添付してください。

なお、振込手数料は開示請求者側で御負担願います。

振込額 \_\_\_\_\_ 円

- 4 本人確認等

ア 開示請求者  本人  法定代理人

イ 請求者本人確認書類

運転免許証  健康保険被保険者証

個人番号カード又は住民基本台帳カード（住所記載のあるもの）

在留カード  特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書

その他（ ）

※ 請求書を送付して請求をする場合には、加えて住民票の写し（複写したものは不可）を添付してください。なお、住民票の写しに個人番号の記載がある場合は、判読できないよう必ず黒く塗りつぶしてください。

ウ 本人の状況等（法定代理人が請求する場合にのみ記載してください。）

(1) 本人の状況  未成年者（ 年 月 日生）  成年被後見人

（ふりがな）

(2) 本人の氏名 \_\_\_\_\_

(3) 本人の住所又は居所 \_\_\_\_\_

エ 法定代理人が請求する場合、次のいずれかの書類を提示又は提出してください。

請求資格確認書類  戸籍謄本  登記事項証明書  その他（ ）

## 別記様式第1号の1②

(説明)

### 1 「氏名」、「住所又は居所」、「電話番号」

本人の氏名、住所又は居所、電話番号を記載してください。なお、法定代理人による開示請求の場合には、法定代理人の氏名、住所又は居所、電話番号を記載してください。

### 2 本人確認等

(1) 個人番号通知カードは本人確認書類として使用できません。

(2) 住民基本台帳カードは、その効力を失うか、個人番号カードの交付を受ける時まで個人番号カードとみなされ、使用することが可能です。

(3) 請求書を送付して請求する場合は、本人確認書類を複写機により複写したものに加えて、住民票の写し（開示請求の前30日以内に作成されたものに限る。複写したものは不可。）を添付してください。

なお、住民票の写しに個人番号の記載がある場合は、判読できないよう必ず黒く塗りつぶしてください。

(4) 個人番号カードを複写機により複写したものを提出する場合は、表面のみ複写してください。

### 3 法定代理人による開示請求の場合

(1) 法定代理人が請求する場合の請求資格確認書類は、開示請求の前30日以内に作成されたものに限ります。なお、複写したものは使用できません。

(2) 当該開示請求に係る保有個人情報の開示を受ける前に法定代理人としての資格を喪失したときは、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律施行令（政令第549号）第6条第4項の規定に基づき、直ちに、書面でその旨を本学に届け出てください。

## 保有個人情報開示請求書

平成 年 月 日

国立大学法人九州大学 御中

(ふりがな)

氏名 \_\_\_\_\_

住所又は居所 \_\_\_\_\_

〒 \_\_\_\_\_ TEL ( ) \_\_\_\_\_

独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第13条第1項の規定に基づき、下記のとおり保有個人情報の開示を請求します。

### 記

- 1 開示を請求する保有個人情報（具体的に特定してください。）

- 2 求める開示の実施方法等（本項の記載は任意です。）

ア又はイに○印を付してください。アを選択した場合は、実施の方法及び希望日を記載してください。

ア 事務所における開示の実施を希望する。

＜実施の方法＞  閲覧  写しの交付  その他 ( )

＜実施の希望日＞ 平成 年 月 日

イ 写しの送付を希望する。

- 3 手数料（1件300円）

本学が指定する金融機関の口座へ振込みの上、この開示請求書に振込みの証の写しを添付してください。

なお、振込手数料は開示請求者側で御負担願います。 振込額 \_\_\_\_\_ 円

- 4 本人確認等

ア 開示請求者  本人  法定代理人  任意代理人

イ 請求者本人確認書類  運転免許証  健康保険被保険者証

個人番号カード又は住民基本台帳カード（住所記載のあるもの）

在留カード  特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書

その他 ( )

ウ 本人の状況等（法定代理人又は任意代理人が請求する場合にのみ記載してください。）

(1) 本人の状況  未成年者 ( 年 月 日生)  成年被後見人

任意代理人委任者

(ふりがな)

(2) 本人の氏名 \_\_\_\_\_

(3) 本人の住所又は居所 \_\_\_\_\_

エ 法定代理人が請求する場合、次のいずれかの書類を提示又は提出してください。

請求資格確認書類  戸籍謄本  登記事項証明書  その他 ( )

オ 任意代理人が請求する場合、委任状及び確認書類（※説明を参照）を提示又は提出してください。



## 別記様式第1号の2②

(説明)

### 1 「氏名」、「住所又は居所」、「電話番号」

本人の氏名、住所又は居所、電話番号を記載してください。なお、法定代理人又は任意代理人による開示請求の場合には、代理人の氏名、住所又は居所、電話番号を記載してください。

### 2 本人確認等

(1) 個人番号通知カードは本人確認書類として使用できません。

(2) 住民基本台帳カードは、その効力を失うか、個人番号カードの交付を受ける時まで個人番号カードとみなされ、使用することが可能です。

(3) 請求書を送付して請求する場合は、本人確認書類を複写機により複写したものに加えて、住民票の写し（開示請求の前30日以内に作成されたものに限る。複写したものは不可。）を添付してください。

なお、住民票の写しに個人番号の記載がある場合は、判読できないよう必ず黒く塗りつぶしてください。

(4) 個人番号カードを複写機により複写したものを提出する場合は、表面のみ複写してください。

### 3 法定代理人による開示請求の場合

(1) 法定代理人が請求する場合の請求資格確認書類は、開示請求の前30日以内に作成されたものに限ります。なお、複写したものは使用できません。

(2) 当該開示請求に係る保有個人情報の開示を受ける前に法定代理人としての資格を喪失したときは、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律施行令（政令第549号）第6条第4項の規定に基づき、直ちに、書面でその旨を本学に届け出てください。

### 4 任意代理人による開示請求の場合（※）

(1) 任意代理人が請求する場合は、別記様式第4号により、委任状を提出してください。なお、委任状は、開示請求の前30日以内に作成されたものに限るものとし、複写したものは使用できません。

(2) 上記の委任状に加えて、次のいずれかの書類を提出してください。

① 委任状に委任者の実印を押印した上で、印鑑登録証明書（ただし、開示請求の前30日以内に作成されたものに限る。）を提出

② 委任者の運転免許証、個人番号カード（個人番号通知カードは不可）等、本人に対し一に限り発行される書類の写しを提出

## 保有個人情報訂正請求書

平成 年 月 日

国立大学法人九州大学 御中

（ふりがな）

氏名 \_\_\_\_\_

住所又は居所 \_\_\_\_\_

〒 \_\_\_\_\_ TEL ( \_\_\_\_\_ ) \_\_\_\_\_

独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第28条第1項の規定に基づき、下記のとおり保有個人情報の訂正を請求します。

### 記

1 訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日 平成 年 月 日

2 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報

ア 開示決定通知書の文書番号 平成 年 月 日付け 第 号

イ 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報の名称等

[ \_\_\_\_\_ ]

3 訂正請求の趣旨及び理由

(趣旨)

(理由)

4 本人確認等

ア 訂正請求者 本人 法定代理人

イ 請求者本人確認書類

運転免許証 健康保険被保険者証

個人番号カード又は住民基本台帳カード（住所記載のあるもの）

在留カード 特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書

その他（ \_\_\_\_\_ ）

※ 請求書を送付して請求をする場合には、加えて住民票の写し（複写したものは不可）を添付してください。なお、住民票の写しに個人番号の記載がある場合は、判読できないよう必ず黒く塗りつぶしてください。

ウ 本人の状況等（法定代理人が請求する場合にのみ記載してください。）

(1) 本人の状況 未成年者（ 年 月 日生） 成年被後見人  
（ふりがな）

(2) 本人の氏名 \_\_\_\_\_

(3) 本人の住所又は居所 \_\_\_\_\_

エ 法定代理人が請求する場合、次のいずれかの書類を提示又は提出してください。

請求資格確認書類 戸籍謄本 登記事項証明書 その他（ \_\_\_\_\_ ）

## 別記様式第2号の1②

(説明)

### 1 「氏名」、「住所又は居所」、「電話番号」

本人の氏名、住所又は居所、電話番号を記載してください。なお、法定代理人による訂正請求の場合には、法定代理人の氏名、住所又は居所、電話番号を記載してください。

### 2 本人確認等

(1) 個人番号通知カードは本人確認書類として使用できません。

(2) 住民基本台帳カードは、その効力を失うか、個人番号カードの交付を受ける時まで個人番号カードとみなされ、使用することが可能です。

(3) 請求書を送付して請求する場合は、本人確認書類を複写機により複写したものに加えて、住民票の写し（訂正請求の前30日以内に作成されたものに限る。複写したものは不可。）を添付してください。

なお、住民票の写しに個人番号の記載がある場合は、判読できないよう必ず黒く塗りつぶしてください。

(4) 個人番号カードを複写機により複写したものを提出する場合は、表面のみ複写してください。

### 3 法定代理人による開示請求の場合

法定代理人が請求する場合の請求資格確認書類は、訂正請求の前30日以内に作成されたものに限ります。なお、複写したものは使用できません。

## 保有個人情報訂正請求書

平成 年 月 日

国立大学法人九州大学 御中

(ふりがな)

氏名 \_\_\_\_\_

住所又は居所 \_\_\_\_\_

〒 \_\_\_\_\_ TEL ( ) \_\_\_\_\_

独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第28条第1項の規定に基づき、下記のとおり保有個人情報の訂正を請求します。

### 記

1 訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日 平成 年 月 日

2 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報

ア 開示決定通知書の文書番号 平成 年 月 日付け 第 号

イ 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報の名称等

( )

3 訂正請求の趣旨及び理由

(趣旨)

(理由)

4 本人確認等

ア 訂正請求者 本人 法定代理人 任意代理人

イ 請求者本人確認書類 運転免許証 健康保険被保険者証

個人番号カード又は住民基本台帳カード（住所記載のあるもの）

在留カード 特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書

その他 ( )

ウ 本人の状況等（法定代理人が請求する場合にのみ記載してください。）

(1) 本人の状況 未成年者 ( 年 月 日生) 成年被後見人

任意代理人委任者

(ふりがな)

(2) 本人の氏名 \_\_\_\_\_

(3) 本人の住所又は居所 \_\_\_\_\_

エ 法定代理人が請求する場合、次のいずれかの書類を提示又は提出してください。

請求資格確認書類 戸籍謄本 登記事項証明書 その他 ( )

オ 任意代理人が請求する場合、委任状及び確認書類（※説明を参照）を提示又は提出してください。

## 別記様式第2号の2②

(説明)

- 1 「氏名」、「住所又は居所」、「電話番号」  
本人の氏名、住所又は居所、電話番号を記載してください。なお、法定代理人又は任意代理人による訂正請求の場合には、代理人の氏名、住所又は居所、電話番号を記載してください。
- 2 本人確認等
  - (1) 個人番号通知カードは本人確認書類として使用できません。
  - (2) 住民基本台帳カードは、その効力を失うか、個人番号カードの交付を受ける時まで個人番号カードとみなされ、使用することが可能です。
  - (3) 請求書を送付して請求する場合は、本人確認書類を複写機により複写したものに加えて、住民票の写し（訂正請求の前30日以内に作成されたものに限る。複写したものは不可。）を添付してください。  
なお、住民票の写しに個人番号の記載がある場合は、判読できないよう必ず黒く塗りつぶしてください。
  - (4) 個人番号カードを複写機により複写したものを提出する場合は、表面のみ複写してください。
- 3 法定代理人による訂正請求の場合  
法定代理人が請求する場合の請求資格確認書類は、開示請求の前30日以内に作成されたものに限ります。なお、複写したものは使用できません。
- 4 任意代理人による訂正請求の場合（※）
  - (1) 任意代理人が請求する場合は、別記様式第4号の2により、委任状を提出してください。  
なお、委任状は、訂正請求の前30日以内に作成されたものに限るものとし、複写したものは使用できません。
  - (2) 上記の委任状に加えて、次のいずれかの書類を提出してください。
    - ① 委任状に委任者の実印を押印した上で、印鑑登録証明書（ただし、訂正請求の前30日以内に作成されたものに限る。）を提出
    - ② 委任者の運転免許証、個人番号カード（個人番号通知カードは不可）等、本人に対し一に限り発行される書類の写しを提出

## 保有個人情報利用停止請求書

平成 年 月 日

国立大学法人九州大学 御中

(ふりがな)  
氏名 \_\_\_\_\_  
住所又は居所 \_\_\_\_\_  
〒 \_\_\_\_\_ TEL ( ) \_\_\_\_\_

独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第37条第1項の規定に基づき、下記のとおり保有個人情報の利用停止を請求します。

### 記

- 1 利用停止請求に係る保有個人情報の開示を受けた日 平成 年 月 日
- 2 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報  
ア 開示決定通知書の文書番号 平成 年 月 日付け 第 号  
イ 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報の名称等

[ ]

3 利用停止の趣旨及び理由

(趣旨)	<input type="checkbox"/> 法第36条第1項第1号該当 → <input type="checkbox"/> 利用の停止、 <input type="checkbox"/> 消去
	<input type="checkbox"/> 法第36条第1項第2号該当 → 提供の停止
(理由)	

4 本人確認等

- ア 利用停止請求者 本人 法定代理人
- イ 請求者本人確認書類  
運転免許証 健康保険被保険者証  
個人番号カード又は住民基本台帳カード（住所記載のあるもの）  
在留カード 特別永住者証明書  
その他（ ）
- ※ 請求書を送付して請求をする場合には、加えて住民票の写し（複写したものは不可）を添付してください。なお、住民票の写しに個人番号の記載がある場合は、判読できないよう必ず黒く塗りつぶしてください。
- ウ 本人の状況等（法定代理人が請求する場合にのみ記載してください。）  
(1) 本人の状況 未成年者（ 年 月 日生） 成年被後見人  
(ふりがな)  
(2) 本人の氏名 \_\_\_\_\_  
(3) 本人の住所又は居所 \_\_\_\_\_
- エ 法定代理人が請求する場合、次のいずれかの書類を提示又は提出してください。  
請求資格確認書類 戸籍謄本 登記事項証明書 その他（ ）

## 別記様式第3号の1②

(説明)

### 1 「氏名」、「住所又は居所」、「電話番号」

本人の氏名、住所又は居所、電話番号を記載してください。なお、法定代理人による利用停止請求の場合には、法定代理人の氏名、住所又は居所、電話番号を記載してください。

### 2 本人確認等

(1) 個人番号通知カードは本人確認書類として使用できません。

(2) 住民基本台帳カードは、その効力を失うか、個人番号カードの交付を受ける時まで個人番号カードとみなされ、使用することが可能です。

(3) 請求書を送付して請求する場合は、本人確認書類を複写機により複写したものに加えて、住民票の写し(利用停止請求の前30日以内に作成されたものに限る。複写したものは不可。)を添付してください。

なお、住民票の写しに個人番号の記載がある場合は、判読できないよう必ず黒く塗りつぶしてください。

(4) 個人番号カードを複写機により複写したものを提出する場合は、表面のみ複写してください。

### 3 法定代理人による利用停止請求の場合

法定代理人が請求する場合の請求資格確認書類は、利用停止請求の前30日以内に作成されたものに限ります。なお、複写したものは使用できません。

## 保有個人情報利用停止請求書

平成 年 月 日

国立大学法人九州大学 御中

(ふりがな)

氏名 \_\_\_\_\_

住所又は居所 \_\_\_\_\_

〒 \_\_\_\_\_ TEL ( ) \_\_\_\_\_

独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第37条第1項の規定に基づき、下記のとおり保有個人情報の利用停止を請求します。

### 記

1 利用停止請求に係る保有個人情報の開示を受けた日 平成 年 月 日

2 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報

ア 開示決定通知書の文書番号 平成 年 月 日付け 第 号

イ 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報の名称等

[ \_\_\_\_\_ ]

3 利用停止の趣旨及び理由

(趣旨)	<input type="checkbox"/> 法第36条第1項第1号該当 → <input type="checkbox"/> 利用の停止、 <input type="checkbox"/> 消去
	<input type="checkbox"/> 法第36条第1項第2号該当 → 提供の停止
(理由)	

4 本人確認等

ア 利用停止請求者 本人 法定代理人 任意代理人

イ 請求者本人確認書類

運転免許証 健康保険被保険者証

個人番号カード又は住民基本台帳カード（住所記載のあるもの）

在留カード 特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書

その他（ \_\_\_\_\_ ）

ウ 本人の状況等（法定代理人が請求する場合にのみ記載してください。）

(1) 本人の状況 未成年者（ 年 月 日生） 成年被後見人

任意代理人委任者

(ふりがな)

(2) 本人の氏名 \_\_\_\_\_

(3) 本人の住所又は居所 \_\_\_\_\_

エ 法定代理人が請求する場合は、次のいずれかの書類を提示又は提出してください。

請求資格確認書類 戸籍謄本 登記事項証明書 その他（ \_\_\_\_\_ ）

オ 任意代理人が請求する場合、委任状及び確認書類（※説明を参照）を提示又は提出してください。



## 別記様式第3号の2②

(説明)

### 1 「氏名」、「住所又は居所」、「電話番号」

本人の氏名、住所又は居所、電話番号を記載してください。なお、法定代理人又は任意代理人による利用停止請求の場合には、代理人の氏名、住所又は居所、電話番号を記載してください。

### 2 本人確認等

(1) 個人番号通知カードは本人確認書類として使用できません。

(2) 住民基本台帳カードは、その効力を失うか、個人番号カードの交付を受ける時まで個人番号カードとみなされ、使用することが可能です。

(3) 請求書を送付して請求する場合は、本人確認書類を複写機により複写したものに加えて、住民票の写し(利用停止請求の前30日以内に作成されたものに限る。複写したものは不可。)を添付してください。

なお、住民票の写しに個人番号の記載がある場合は、判読できないよう必ず黒く塗りつぶしてください。

(4) 個人番号カードを複写機により複写したものを提出する場合は、表面のみ複写してください。

### 3 法定代理人による利用停止請求の場合

法定代理人が請求する場合の請求資格確認書類は、利用停止請求の前30日以内に作成されたものに限ります。なお、複写したものは使用できません。

### 4 任意代理人による利用停止請求の場合(※)

(1) 任意代理人が請求する場合は、別記様式第4号の3により、委任状を提出してください。なお、委任状は、利用停止請求の前30日以内に作成されたものに限るものとし、複写したものは使用できません。

(2) 上記の委任状に加えて、次のいずれかの書類を提出してください。

① 委任状に委任者の実印を押印した上で、印鑑登録証明書(ただし、利用停止請求の前30日以内に作成されたものに限る。)を提出

② 委任者の運転免許証、個人番号カード(個人番号通知カードは不可)等、本人に対し一に限り発行される書類の写しを提出

## 委 任 状

(代理人) 住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

上記の者を代理人と定め、下記の事項を委任します。

### 記

- 1 特定個人情報の開示請求を行う権限
- 2 開示請求に係る事案を移送した旨の通知を受ける権限
- 3 開示決定等の期限を延長した旨の通知を受ける権限
- 4 開示決定等の期限の特例規定を適用した旨の通知を受ける権限
- 5 開示請求に係る特定個人情報の全部又は一部を開示する旨の決定通知を受ける権限及び開示請求に係る保有個人情報の全部を開示しない旨の決定通知を受ける権限
- 6 開示の実施の方法その他制令で定める事項を申し出る権限及び開示の実施を受ける権限

平成 年 月 日

(委任者) 住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 印

連絡先電話番号 \_\_\_\_\_

(注) 以下のいずれかの措置をとってください。

- ① 委任者の印については実印とし、印鑑登録証明書（ただし、開示請求の前30日以内に作成されたものに限る。）を添付する。
- ② 委任者の運転免許証、個人番号カード（ただし、個人番号通知カードは不可）等、本人に対し一に限り発行される書類の複写物を添付する。

## 委 任 状

(代理人) 住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

上記の者を代理人と定め、下記の事項を委任します。

### 記

- 1 特定個人情報の訂正請求を行う権限
- 2 訂正請求に係る事案を移送した旨の通知を受ける権限
- 3 訂正決定等の期限を延長した旨の通知を受ける権限
- 4 訂正決定等の期限の特例規定を適用した旨の通知を受ける権限
- 5 訂正請求に係る特定個人情報を訂正する旨の決定通知を受ける権限及び訂正請求に係る保有個人情報を訂正しない旨の決定通知を受ける権限

平成 年 月 日

(委任者) 住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 印

連絡先電話番号 \_\_\_\_\_

(注) 以下のいずれかの措置をとってください。

- ③ 委任者の印については実印とし、印鑑登録証明書（ただし、訂正請求の前30日以内に作成されたものに限る。）を添付する。
- ④ 委任者の運転免許証、個人番号カード（ただし、個人番号通知カードは不可）等、本人に対し一に限り発行される書類の写しを併せて提出する。

## 委 任 状

(代理人) 住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

上記の者を代理人と定め、下記の事項を委任します。

### 記

- 1 特定個人情報の利用停止請求を行う権限
- 2 利用停止決定等の期限を延長した旨の通知を受ける権限
- 3 利用停止決定等の期限の特例規定を適用した旨の通知を受ける権限
- 4 利用停止請求に係る特定個人情報を利用停止する旨の決定通知を受ける権限及び利用停止請求に係る保有個人情報を利用停止しない旨の決定通知を受ける権限

平成 年 月 日

(委任者) 住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 印

連絡先電話番号 \_\_\_\_\_

(注) 以下のいずれかの措置をとってください。

- ⑤ 委任者の印については実印とし、印鑑登録証明書（ただし、利用停止請求前30日以内に作成されたものに限る。）を添付する。
- ⑥ 委任者の運転免許証、個人番号カード（ただし、個人番号通知カードは不可）等、本人に対し一に限り発行される書類の写しを併せて提出する。

平成 第 年 月 日

（開示請求者） 様

国立大学法人九州大学 印

## 保有個人情報の開示をする旨の決定について（通知）

平成 年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第18条第1項の規定に基づき、下記のとおり、開示することに決定しましたので通知します。

### 記

- 1 開示する保有個人情報（ 全部開示 ・ 部分開示 ）
- 2 不開示とした部分とその理由

※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条及び第18条の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に本学に対して審査請求をすることができます。ただし、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができません。

また、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第14条の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、本学を被告として、裁判所にこの決定の取消しの訴えを提起することができます。ただし、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過したときは、取消しの訴えを提起することができません。

- 3 開示する保有個人情報の利用目的

- 4 開示の実施の方法等

ア 開示請求書における開示の実施方法どおりに開示の実施ができるかどうかの別

- ① 開示請求書のとおり開示の実施ができる。
- ② 開示請求書のとおり開示の実施ができない。

実施できない理由（ ）

イ 開示の実施の方法等

ウ 事務所における開示を実施することができる日時、場所

期間： 月 日から 月 日まで（土・日曜、祝祭日を除く。）

時間：

場所：

エ 写しの送付を希望する場合の準備に要する日数及び郵送料の額

準備に要する日数 日

郵送料（郵便切手）の額 円分

（開示請求者） 様

国立大学法人九州大学

印

## 保有個人情報の開示をしない旨の決定について（通知）

平成 年 月 日付けで開示請求のありました保有個人情報については、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第18条第2項の規定により、下記のとおり全部を開示しないことに決定しましたので通知します。

### 記

1 開示請求に係る保有個人情報の名称等

2 開示をしないこととした理由

※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条及び第18条の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、本学に対して審査請求をすることができます。ただし、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができません。

また、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第14条の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、本学を被告として、裁判所にこの決定の取消しの訴えを提起することができます。ただし、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過したときは、取消しの訴えを提起することができません。

平成 第 年 月 日

（訂正請求者） 様

国立大学法人九州大学

印

## 保有個人情報の訂正をする旨の決定について（通知）

平成 年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第30条第1項の規定により、下記のとおり訂正することと決定しましたので通知します。

### 記

1 訂正請求に係る保有個人情報の名称等

2 訂正請求の趣旨

3 訂正決定をする内容及び理由  
（訂正内容）

（訂正理由）

※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条及び第18条の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、本学に対して審査請求をすることができます。ただし、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができません。

また、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第14条の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、本学を被告として、裁判所にこの決定の取消しの訴えを提起することができます。ただし、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過したときは、取消しの訴えを提起することができません。

（訂正請求者） 様

国立大学法人九州大学

印

## 保有個人情報の訂正をしない旨の決定について（通知）

平成 年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第30条第2項の規定により、訂正をしない旨の決定をいたしましたので、下記のとおり通知します。

### 記

1 訂正請求に係る保有個人情報の名称等

2 訂正をしないこととした理由

※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条及び第18条の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、本学に対して審査請求をすることができます。ただし、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができません。

また、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第14条の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、本学を被告として、裁判所にこの決定の取消しの訴えを提起することができます。ただし、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過したときは、取消しの訴えを提起することができません。



平成 第 年 月 日

（利用停止請求者） 様

国立大学法人九州大学 印

## 保有個人情報の利用停止をする旨の決定について（通知）

平成 年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第39条第1項の規定により、下記のとおり、利用停止することに決定しましたので通知します。

### 記

- 1 利用停止請求に係る保有個人情報の名称等
- 2 利用停止請求の趣旨
- 3 利用停止決定をする内容及び理由  
（利用停止決定の内容）

（利用停止の理由）

※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条及び第18条の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、本学に対して審査請求をすることができます。ただし、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができません。

また、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第14条の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、本学を被告として、裁判所にこの決定の取消しの訴えを提起することができます。ただし、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過したときは、取消しの訴えを提起することができません。

平成 年 月 日  
第 年 月 日

（利用停止請求者） 様

国立大学法人九州大学 印

## 保有個人情報の利用停止をしない旨の決定について（通知）

平成 年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第39条第2項の規定により、利用停止をしないことに決定をいたしましたので、下記のとおり通知します。

### 記

1 利用停止請求に係る保有個人情報の名称等

2 利用停止をしないこととした理由

※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条及び第18条の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、本学に対して審査請求をすることができます。ただし、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができません。

また、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第14条の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、本学を被告として、裁判所にこの決定の取消しの訴えを提起することができます。ただし、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過したときは、取消しの訴えを提起することができません。

別記様式第13号（第7条第1項関係）

平成 第 年 月 日

（開示請求者） 様

国立大学法人九州大学 印

## 保有個人情報開示決定等の期限の延長について（通知）

平成 年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第19条第2項の規定により、下記のとおり開示決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

記

1 開示請求に係る保有個人情報の名称等

2 延長後の期限 平成 年 月 日

3 延長の理由

別記様式第14号（第7条第1項関係）

平成 第 年 月 日

（訂正請求者） 様

国立大学法人九州大学 印

## 保有個人情報訂正決定等の期限の延長について（通知）

平成 年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第31条第2項の規定により、下記のとおり訂正決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

記

1 訂正請求に係る保有個人情報の名称等

2 延長後の期限 平成 年 月 日

3 延長の理由

別記様式第15号（第7条第1項関係）

平成 第 年 月 日

（利用停止請求者） 様

国立大学法人九州大学 印

## 保有個人情報利用停止決定等の期限の延長について（通知）

平成 年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第40条第2項の規定により、下記のとおり利用停止決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

記

1 利用停止請求に係る保有個人情報の名称等

2 延長後の期限 平成 年 月 日

3 延長の理由

別記様式第16号（第7条第2項関係）

平成 年 月 日  
第 年 月 日

（開示請求者） 様

国立大学法人九州大学

印

## 保有個人情報開示決定等の期限の特例規定の適用について（通知）

平成 年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第20条の規定により、下記のとおり開示決定等の期限を延長しましたので通知します。

記

- 1 開示請求に係る保有個人情報の名称等
- 2 法第20条の規定（開示決定等の期限の特例）を適用することとした理由
- 3 残りの保有個人情報について開示決定等をする期限 平成 年 月 日

別記様式第17号（第7条第2項関係）

平成 年 月 日  
第 年 月 日

（訂正請求者） 様

国立大学法人九州大学

印

## 保有個人情報訂正決定等の期限の特例規定の適用について（通知）

平成 年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第32条の規定により、下記のとおり訂正決定等の期限を延長しましたので通知します。

記

- 1 訂正請求に係る保有個人情報の名称等
- 2 法第32条の規定（訂正決定等の期限の特例）を適用することとした理由
- 3 訂正決定等をする期限 平成 年 月 日

別記様式第18号（第7条第2項関係）

平成 年 月 日  
第 年 月 日

（利用停止請求者） 様

国立大学法人九州大学 印

## 保有個人情報利用停止決定等の期限の特例規定の適用について（通知）

平成 年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第41条の規定により、下記のとおり訂正決定等の期限を延長しましたので通知します。

記

- 1 利用停止請求に係る保有個人情報の名称等
- 2 法第41条の規定（利用停止決定等の期限の特例）を適用することとした理由
- 3 利用停止決定等をする期限 平成 年 月 日



平成 第 年 月 日

（他の独立行政法人等又は行政機関の長） 殿

国立大学法人九州大学 印

## 保有個人情報の開示請求に係る事案の移送について

平成 年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の開示請求に係る事案について、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第33条（第34条）第1項の規定により、下記のとおり移送します。

### 記

1 開示請求に係る保有個人情報の名称等

2 開示請求者氏名等

氏名：

住所又は居所：

連絡先：（ ）

法定代理人による開示請求の場合  
(1) 本人の状況  未成年者（ 年 月 日生）  成年被後見人  
 任意代理人委任者（特定個人情報の場合）  
(2) 本人の氏名  
(3) 本人の住所又は居所

3 添付資料等

(1) 開示請求書

(2) 移送前に行った行為の概要記録

4 備考

平成 第 年 月 日

（他の独立行政法人等又は行政機関の長） 殿

国立大学法人九州大学

印

## 保有個人情報訂正請求に係る事案の移送について

平成 年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の訂正請求に係る事案について、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第33条（第34条）第1項の規定により、下記のとおり移送します。

### 記

1 訂正請求に係る保有個人情報の名称等

2 訂正請求者氏名等

氏名：

住所又は居所：

連絡先：（ ）

法定代理人による訂正請求の場合	
(1) 本人の状況 <input type="checkbox"/> 未成年者（ 年 月 日生）	<input type="checkbox"/> 成年被後見人
<input type="checkbox"/> 任意代理人委任者（特定個人情報の場合）	
(2) 本人の氏名	
(3) 本人の住所又は居所	

3 添付資料等

(1) 訂正請求書

(2) 移送前に行った行為の概要記録

4 備考

平成 第 年 月 日

（開示請求者） 様

国立大学法人九州大学 印

### 保有個人情報の開示請求に係る事案の移送について（通知）

平成 年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の開示請求に係る事案については、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第21条（第22条）第1項の規定により、下記のとおり移送しましたので通知します。

なお、保有個人情報の開示決定等通知は、下記の移送先の独立行政法人等（行政機関）において行われます。

#### 記

- 1 開示請求に係る保有個人情報の名称等
- 2 移送をした日
- 3 移送の理由
- 4 移送先の独立行政法人等（行政機関）
  - (1) 独立行政法人等（行政機関）名
  - (2) 担当部課等名
  - (3) 所在地
  - (4) 電話番号
- 5 備考

平成 第 年 月 日

（訂正請求者） 様

国立大学法人九州大学 印

### 保有個人情報の訂正請求に係る事案の移送について（通知）

平成 年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の訂正請求に係る事案については、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第33条（第34条）第1項の規定により、下記のとおり移送しましたので通知します。

なお、保有個人情報の訂正決定通知は、下記の移送先の独立行政法人等（行政機関）において行われます。

#### 記

- 1 訂正請求に係る保有個人情報の名称等
- 2 移送をした日
- 3 移送の理由
- 4 移送先の独立行政法人等（行政機関）
  - (1) 独立行政法人等（行政機関）名
  - (2) 担当部課等名
  - (3) 所在地
  - (4) 電話番号
- 5 備考

平成 年 月 日  
第 号

（第三者） 様

国立大学法人九州大学 印

## 保有個人情報の開示請求に関する意見について（照会）

（あなた、貴社等）に関する情報が含まれている保有個人情報について、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第13条第1項の規定による開示請求があり、当該保有個人情報について開示決定を行う際の参考とするため、同法第23条第1項の規定に基づき、ご意見を伺うこととしました。

つきましては、当該保有個人情報を開示することにつき御意見があるときは、同封しました「保有個人情報の開示決定等に関する意見書」を提出していただきますようお願いいたします。

なお、提出期限までに意見書の提出がない場合には、特に御意見がないものとして取り扱わせていただきます。

### 記

- 1 開示請求に係る保有個人情報の名称等
- 2 開示請求の年月日 平成 年 月 日
- 3 開示請求に係る保有個人情報に含まれている（あなた、貴社等）に関する情報の内容
- 4 意見書の提出先

平成 第 年 月 日

（第三者） 様

国立大学法人九州大学 印

## 保有個人情報の開示請求に関する意見について（照会）

（あなた、貴社等）に関する情報が含まれている保有個人情報について、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第13条第1項の規定による開示請求があり、当該保有個人情報について開示決定を行う際の参考とするため、同法第23条第2項の規定に基づき、ご意見を伺うこととしました。

つきましては、当該保有個人情報を開示することにつき御意見があるときは、同封しました「保有個人情報の開示決定等に関する意見書」を提出していただきますようお願いいたします。

なお、提出期限までに意見書の提出がない場合には、特に御意見がないものとして取り扱わせていただきます。

### 記

- 1 開示請求に係る保有個人情報の名称等
- 2 開示請求の年月日 平成 年 月 日
- 3 法第23条第2項第1号又は第2号の規定の適用区分及びその理由  
適用区分 第1号、 第2号  
(適用理由)
- 4 開示請求に係る保有個人情報に含まれている（あなた、貴社等）に関する情報の内容
- 5 意見書の提出先

## 保有個人情報の開示決定等に関する意見書

平成 年 月 日

国立大学法人九州大学 御中

(ふりがな)  
氏名又は名称 \_\_\_\_\_  
(法人その他の団体にあつては、その団体の代表者名)

住所又は居所 \_\_\_\_\_  
(法人その他の団体にあつては、その主たる事務所の所在地)

平成 年 月 日付で照会のあつた保有個人情報の開示について、下記のとおり意見を提出します。

### 記

1 開示請求に係る保有個人情報の名称等

2 開示に関してのご意見

保有個人情報を開示されることについて支障がない。

保有個人情報を開示されることについて支障がある。

① 支障（不利益）がある部分

② 支障（不利益）の具体的理由

3 連絡先

平成 年 月 日  
第 号

（反対意見書を提出した第三者） 様

国立大学法人九州大学

印

## 反対意見書に係る保有個人情報の開示決定について（通知）

（あなた、貴社等）から平成 年 月 日付で「保有個人情報の開示決定等に関する意見書」の提出がありました保有個人情報については、下記のとおり開示決定しましたので、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第23条第3項の規定により通知します。

### 記

- 1 開示請求に係る保有個人情報の名称等
- 2 開示することとした理由
- 3 開示決定をした日 平成 年 月 日
- 4 開示を実施する日 平成 年 月 日

※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条及び第18条の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、本学に対して審査請求をすることができます。ただし、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができません。

また、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第14条の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、本学を被告として、裁判所にこの決定の取消しの訴えを提起することができます。ただし、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過したときは、取消しの訴えを提起することができません。



平成 第 年 月 日

（保有個人情報の提供先の長） 殿

国立大学法人九州大学

印

## 提供をしている保有個人情報の訂正について（通知）

（保有個人情報の提供先）に提供している下記の保有個人情報については、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第29条の規定により訂正しましたので、同法第35条の規定に基づき通知します。

記

1 訂正請求に係る保有個人情報の名称等

2 訂正部分及び訂正内容

3 訂正請求の趣旨及び訂正理由

## 保有個人情報の開示の実施方法等申出書

平成 年 月 日

国立大学法人九州大学 御中

(ふりがな)  
氏名 \_\_\_\_\_  
住所又は居所 \_\_\_\_\_  
〒 \_\_\_\_\_ TEL ( ) \_\_\_\_\_

独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第24条第3項の規定に基づき、下記のとおり申出をします。

### 記

- 1 法人文書開示決定通知書の番号等  
日 付 \_\_\_\_\_  
文書番号 \_\_\_\_\_
- 2 求める開示の実施の方法  
下表から実施の方法を選択し該当するものに○印を付してください

開示請求に係る保有個人情報の 名称等	種類・量	実 施 の 方 法	
		1 閲覧	①全部 ②一部 ( )
		2 複写したも のの交付	①全部 ②一部 ( )
		3 その他 ( )	①全部 ②一部 ( )

- 3 開示の実施を希望する日（来学の上、開示の実施を希望される場合にご記入ください）  
平成 年 月 日
- 4 写しの送付（郵送）の希望の有無（写しの交付を希望される場合に、該当するものに○印を付してください）

有 → 同封する郵便切手の額 \_\_\_\_\_ 円  
無

## 情報公開・個人情報保護審査会への諮問について（通知）

平成 第 年 月 日

（審査請求人等） 様

国立大学法人九州大学 印

平成 年 月 日付けの国立大学法人九州大学に対する審査請求について、下記のとおり情報公開・個人情報保護審査会に諮問しましたので、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第43条第2項の規定により通知します。

### 記

1 審査請求に係る保有個人情報の名称等

2 審査請求日

3 審査請求の趣旨

4 諮問日・諮問番号 平成 年 月 日 ・ 平 諮問 号